

「トライオートインターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成26年4月28日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (省 略)</p> <p>第2条 (口座開設基準) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>平成26年2月15日</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (口座開設基準) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p><u>(9) 純資産が50万円以上であること。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>平成26年4月28日</u></p>